様式第４号（第５条関係）

愛護団体に関する協定書

　佐々町（以下「町」という。）と〇〇〇〇（以下「愛護団体」という。）は、佐々町愛護団体支援事業実施要綱第５条の規定に基づき、次のとおり協定を取り交わすものとする。

１　活動の場所

　　　町道〇〇線　〇〇公園　　〇〇川

２　活動内容

　　　〇〇〇○○○○○○○○○○○○○○○○○○

３　活動期間

　　　協定締結日から。

４　その他

　　（１）　愛護団体は、愛護団体登録申請書に示した内容に沿った活動を行うものとする。

（２）　道路清掃・美化活動を行うに当たって、町から指導、指示を受けた場合には、これに従う。

（３）　１５歳以下の者が参加する場合、必ず十分な人数の成人の保護者又は監督者が指導、監視することとする。

（４）　活動に際しては、責任者を定め、責任者は、参加者の規模、気象状況等により

　　　無理のない活動計画を立て、常に安全を最優先し活動することとする。

（５）　活動中に事故が発生した場合は、速やかに町に通報するとともに、事故の経過についての報告書を町に提出しなければならない。

（６）　団体の活動にかかる補償保険は、活動に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院・通院した場合、「佐々町総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に補償金を支払うこととする。

（７）　道路清掃等で収集したごみ等は、愛護団体において分別し、あらかじめ定められた場所に集積したあと、町に連絡するものとする。

（８）　清掃中に、不法に投棄されていると思われる、大型ごみ及び重量物、または有害及び危険と思われる物質、医療廃棄物（注射器、点滴針等）等を見つけたときは、速やかに町まで連絡することとする。

（９）　代表者は、町がその活動に関する問い合わせに対し、連絡先として住所、氏名、電話番号等の個人情報を提供することに同意する。

５　疑義の処理

　　　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、二者で協議して定める。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　：長崎県北松浦郡佐々町本田原免１６８番地２

氏　名　：佐々町長　　　　　　　　　　　　　印

団体名　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　印